

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																																	
函館臨床福祉専門学校		平成9年3月14日		佐藤 久道		〒 041-0806 (住所) 北海道函館市美原1丁目15-1 (電話) 0138-43-1177																																	
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																																	
学校法人西野学園		昭和43年1月10日		前鼻 英蔵		〒 063-0034 (住所) 札幌市西区西野4条6丁目11-15 (電話) 011-661-6514																																	
分野		認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																														
教育・社会福祉		専門課程		介護福祉士科		平成6(1994)年度		-	平成27(2015)年度																														
学科の目的		本学科は、人間としてさわやかで思いやりに満ちた心をもって献身的に社会奉仕できる介護、社会福祉分野のスペシャリスト養成を目的として、必要な知識及び技能を習得させるため学校教育法に基づき教育を行う。																																					
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		取得可能資格:介護福祉士資格																																					
修業年限		昼夜		全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義		演習	実習	実験	実技																												
2年		昼間		※単位数時間、単位いづれかに記入 1,926 単位数時間 単位		1,020 単位数時間 単位		450 単位数時間 単位	456 単位数時間 単位	- 単位数時間 単位	- 単位数時間 単位																												
生徒総定員		生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)																																	
80人		10人		0人		0%																																	
就職等の状況		<p>■卒業者数(C) : 24 人</p> <p>■就職希望者数(D) : 24 人</p> <p>■就職者数(E) : 24 人</p> <p>■地元就職者数(F) : 21 人</p> <p>■就職率(E/D) : 100 %</p> <p>■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 88 %</p> <p>■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 100 %</p> <p>■進学者数 : 0 人</p> <p>■その他</p> <p>(令和4年度卒業生に関する令和4年5月1日時点の情報)</p> <p>■主な就職先、業界等 (令和4年度卒業生) 介護老人福祉施設、障害者支援施設等</p>																																					
第三者による学校評価		■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載		無																																			
当該学科のホームページURL		URL:http://www.nishino-g.ac.jp																																					
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)		<p>(A: 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>456 単位数時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>456 単位数時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位数時間</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>456 単位数時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>456 単位数時間</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位数時間</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位数時間</td></tr> </table> <p>(B: 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr><td>総授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位</td></tr> <tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位</td></tr> </table>										総授業時数	456 単位数時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	456 単位数時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位数時間	うち必修授業時数	456 単位数時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	456 単位数時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位数時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位数時間	総授業時数	単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位	うち必修授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位
総授業時数	456 単位数時間																																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	456 単位数時間																																						
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位数時間																																						
うち必修授業時数	456 単位数時間																																						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	456 単位数時間																																						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位数時間																																						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位数時間																																						
総授業時数	単位																																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位																																						
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位																																						
うち必修授業時数	単位																																						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位																																						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位																																						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位																																						
教員の属性(専任教員について記入)		<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等にいてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4人</td> </tr> </table> <p>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</p> <table border="1"> <tr> <td>0人</td> </tr> </table>										① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等にいてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	3人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1人	計	4人	0人															
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等にいてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを合算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	3人																																						
② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	0人																																						
③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0人																																						
④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0人																																						
⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1人																																						
計	4人																																						
0人																																							

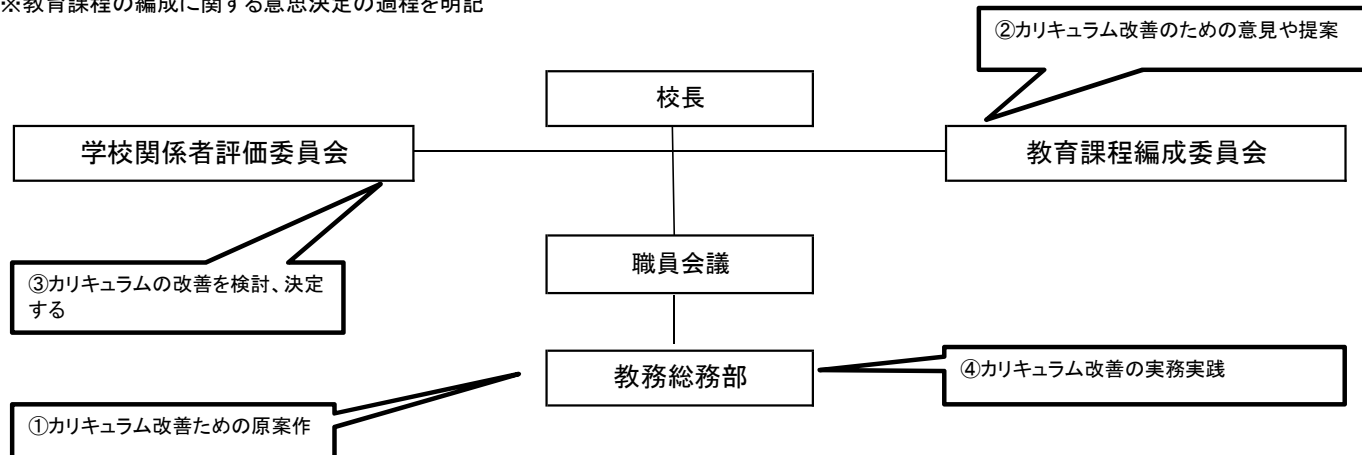
1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

教育課程の編成は(授業科目の開設や授業内容・方法の工夫・改善等を含む)、関係法令を遵守し編成されなければならない。本校では、前述の事はもちろん、学生の実態・社会福祉施設等の要望を把握し教育課程編成委員会において慎重な議論を経て、職員会議において決定される。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記



(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名前	所属	任期	種別
廣畑 圭介	国立大学法人北海道教育大学教育学部 函館校国際地域学科 講師	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	②
祐川 暢生	社会福祉法人侑愛会 侑愛荘 施設長	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	③
佐藤 久道	函館臨床福祉専門学校 校長		—
加々谷 紀代美	函館臨床福祉専門学校 学科長		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(10月、3月)

(開催日時(実績))

第1回 令和4年10月25 9:30～11:30

第2回 令和5年3月23日 13:30～15:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

卒業予定者に対して在学中の学校満足度を調査した結果、科目内容の見直しをした。就職後即戦力となる人材の育成のために演習・実習の改善等についての意見をいただき一部取り入れた。「介護福祉総論」においては介護福祉士国家試験対策について出題傾向に合わせたカリキュラム編成・指導内容を変更した。また外国人留学生を受け入れたことで教材や授業展開について随時検討を行っている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

介護実習Ⅰおよび介護実習Ⅱは、厚生労働省から通知されている「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」に則り展開し、下記の5項目を基本方針としている。

- 1 現場体験を通じて介護福祉士として仕事する上で必要な「専門知識」「専門援助技術」及び「関連知識」の内容の理解を深める。
- 2 「専門知識」「専門援助技術」及び「関連知識」を実際に活用し、介護業務に必要な資質・能力・技術を習得する。
- 3 職業倫理を身につけ、介護福祉士としての自覚に基づいた行動ができるようにする。
- 4 具体的な体験や活動を、専門援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。
- 5 関連分野の専門職との連携及びその具体的内容を理解する。

本校の授業での講義に加え、実際の現場での実習を実施することにより、さらに専門職の知識・技能の習得や介護福祉分野について理解を深められることになる。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

本学科は1年次にデイサービスセンター、グループホーム、障がい者支援施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等において、216時間の介護実習Ⅰを実施している。また、2年次には介護老人福祉施設や介護老人保健施設等において240時間の介護実習Ⅱを実施している。介護実習Ⅰおよび介護実習Ⅱにおいては、約半年前より実習の受け入れの依頼を行い、その際実習等の確認をする。実習先に学生の配置が決定した後、本校から実習先へ学生の情報を連絡するとともに事前に実習指導者と教員が面談してその詳細の確認をする。実習が開始すると毎週の巡回指導においては、実習指導者と学生に実習経過の報告を求め、実施状況と課題の確認を行っている。介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱともに2回の帰校日を実習の半ばに設けており、巡回指導ではできなかった実習経過の報告と実施状況と課題の確認を行い、必要に応じて実習指導者と実習内容等について協議、依頼している。実習後は実習の成果や今後の課題についてまとめており、介護実習Ⅱにおいては介護実習Ⅱ報告集録を作成して全学生および実習指導者に配布している。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	<p>個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。</p>	<p>介護老人福祉施設函館共愛会愛泉寮・特別養護老人ホーム幸成園・特別養護老人ホーム函館はくあい園・特別養護老人ホーム厚生園・特別養護老人ホーム美ヶ丘敬楽荘・森町立特別養護老人ホームさくらの園・特別養護老人ホーム恵楽園・特別養護老人ホーム松前南殿荘・特別養護老人ホーム知内しおさい園・特別養護老人ホームかみのくに荘・特別養護老人ホームくまいし荘・特別養護老人ホーム豊寿園・特別養護老人ホームあつさぶ荘・特別養護老人ホーム旭ヶ岡の家・特別養護老人ホーム清華園・介護老人保健施設もも太郎・特別養護老人ホームみなみかやべ荘・特別養護老人ホームえさし荘・乙部町立特別養護老人ホームおとべ荘・特別養護老人ホームきたひやま荘・渡島リハビリテーションセンター特別養護部・特別養護老人ホームももハウス・特別養護老人ホーム潮寿荘・介護老人福祉施設ゆうりん・介護老人保健施設ロイヤルヒルズ日吉・介護老人保健施設ジョイウェルズ桔梗・老人保健施設あかまつの里ななえ・介護老人保健施設やわらぎ苑上磯・介護老人保健施設響の杜・介護老人保健施設コミュニティホーム八雲・介護老人保健施設グランドサン亀田・介護老人福祉施設シンフォニー・特別養護老人ホーム松澤・介護老人福祉施設福寿荘さくら館・特別養護老人ホームつれづれの郷・介護老人保健施設やわらぎ苑西桔梗・介護老人保健施設いなほ・介護老人保健施設ゆとり・介護老人保健施設カターセルえさし・特別養護老人ホーム大成生園・特別養護老人ホーム陽光園・特別養護老人ホーム長万部慈恵園・特別養護老人ホームシャリテさわら・美ヶ丘敬楽荘デイサービスセンター・恵山恵愛会デイサービスセンター・鹿部老人デイサービスセンター・デイサービスセンターこうせいえん・デイサービスセンターシャリテさわら・デイサービスセンター函館はくあい園・デイサービスセンター陽光園・老人デイサービス事業清華園・デイサービスセンターみなみかやべ荘・在宅ケアセンターペレル旭ヶ岡の家デイサービスセンター・介護老人保健施設響の杜通所リハビリテーション・指定通所リハビリテーション事業所もも太郎・介護老人保健施設やわらぎ苑上磯通所リハビリテーション・介護老人保健施設ゆとり通所リハビリテーション・介護老人保健施設ロイヤルヒルズ日吉通所リハビリテーション・老人保健施設あかまつの里ななえ通所リハビリテーション・介護老人保健施設ジョイウェルズ桔梗通所リハビリテーション・デイサービスセンター南殿荘・通所介護事業所知内しおさい園・厚沢部町デイサービスセンター・介護老人保健施設カターセルえさし通所リハビリテーション・介護老人保健施設グランドサン亀田通所リハビリテーション・コミュニティホーム八雲通所リハビリテーション・デイサービスセンターももハウス・小規模多機能ホームなどでしこ・小規模多機能型居宅介護事業所潮太郎・小規模多機能型居宅介護事業所あひ・小規模多機能型居宅介護事業所ひまわり・高齢者グループホームあねもね・高齢者グループホームこんはこだて・老人グループホームシルバービレッジ函館あいの里・泉・老人グループホームシルバービレッジ函館あいの里・グループホームききょう・七飯町グループホームひだまりの家・グループホームやわらぎ・グループホーム街・グループホームよろこびの家・グループホームよろこびの家 日吉・グループホームよろこびの家 菜景・グループホームよろこびの家 住慶・グループホーム高丘・グループホーム雪雷園・グループホームあい・グループホーム秋桜・グループホームのぞみ・認知症高齢者グループホームなでしこ・ふれあいの里グループホームグース・グループホームおもひで・グループホームおもひで 懐・グループホーム白ゆり・グループホームあい戸倉・生活介護事業所はこだて療育自立支援センターあおやぎ・生活介護事業所はこだて療育自立支援センターともえ・多機能型事業所クッキーハウス・多機能型事業所ワークセンター一糸・母子生活支援施設函館市松陰母子ホーム・児童発達支援センターつくしんぼ学級・障害者支援施設希望ヶ丘学園・障害者支援施設函館青年寮・障害者支援施設よつば学園・母子生活支援施設函館高砂母子ホーム・障害者支援施設ふじの学園・デイサービスらいふ赤川・デイサービスらいふ松陰・デイサービスセンター松澤・デイサービスセンターシンフォニー・デイサービスセンター白ゆり富岡・デイサービスセンター白ゆり美原・介護老人保健施設ケンゆのかわ通所リハビリテーション・介護老人保健施設いなほ通所リハビリテーション・デイサービスセンターあんじゅう七重浜・デイサービスつれづれ・介護老人保健施設やわらぎ苑西桔梗通所リハビリテーション・平山医院通所リハビリセンター・特別養護老人ホームおおぞら・特別養護老人ホームあい亀田港・地域密着型特別養護老人ホームゆうりんⅡみどりまち・特別養護老人ホーム俱有・特別養護老人ホームおおぞらデイサービスセンター・デイサービスセンターながだしい・特別養護老人ホーム桔梗みのりの里・特別養護老人ホーム百楽園・指定通所介護事業所デイサービスセンター百楽園・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家ゆとり・介護老人保健施設道南森ロイヤルケアセンター・デイサービスセンターのべる手・地域密着型介護老人福祉施設サテライト百楽園・生活介護事業所ワークセンターはくと・生活介護事業所第3海星 ふっと・救護施設明和園・救護施設高丘寮</p>

<p>介護実習Ⅱ</p>	<p>個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。</p>	<p>介護老人福祉施設函館共愛会愛泉寮・特別養護老人ホーム幸成園・特別養護老人ホーム函館はくあい園・特別養護老人ホーム厚生園・特別養護老人ホーム美ヶ丘敬楽荘・森町立特別養護老人ホームさくらの園・特別養護老人ホーム恵楽園・特別養護老人ホーム松前南殿荘・特別養護老人ホーム知内しおさい園・特別養護老人ホームかみのくに荘・特別養護老人ホームくまいし荘・特別養護老人ホーム豊寿園・特別養護老人ホームあつさぶ荘・特別養護老人ホーム旭ヶ岡の家・特別養護老人ホーム清華園・介護老人保健施設もも太郎・特別養護老人ホームみなみかやべ荘・特別養護老人ホームえさし荘・乙部町立特別養護老人ホームおとべ荘・渡島リハビリテーションセンター特別養護部・特別養護老人ホームももハウス・特別養護老人ホーム潮寿荘・介護老人福祉施設ゆうりん・介護老人保健施設ロイヤルヒルズ日吉・介護老人保健施設ジョイウェルス桔梗・老人保健施設あかまつの里ななえ・介護老人保健施設やわらぎ苑上磯・介護老人保健施設響の杜・介護老人保健施設コミュニティホーム八雲・介護老人保健施設グランドサン亀田・介護老人福祉施設シンフォニー・特別養護老人ホーム松濤・介護老人保健施設やわらぎ苑西桔梗・介護老人保健施設いなほ・介護老人保健施設ゆとりろ・介護老人保健施設カタセルえさし・地域密着型特別養護老人ホームゆうりんⅡみどりまち・特別養護老人ホーム俱有・特別養護老人ホーム桔梗みのりの里・特別養護老人ホーム百楽園・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護美ヶ丘敬楽荘せせらぎの家ゆとり・介護老人保健施設道南森ロイヤルケアセンター・地域密着型介護老人福祉施設サテライト百楽園</p>
--------------	--	---

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記
 本校は教職員研修規程により、関連分野における最新の知識・技能等を習得するための教職員の研修等に組織的・継続的に取り組んでいる。年度初めに教職員全員の研修年間計画を作成し提出するほか、必要により校長の命によって研修を指示する場合も研修費用は学校がバックアップし全体のレベルアップに努めている。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

<p>研修名: 「S1・S2研修」</p>	<p>8月4日</p>	<p>連携企業等: 株式会社タナベ経営</p>
<p>期間:</p>	<p>8月4日</p>	<p>対象: 教職員</p>
<p>内容</p>	<p>アンコンシャス・バイアス</p>	
<p>研修名: 「考課者研修」</p>	<p>8月30日</p>	<p>連携企業等: 株式会社タナベ経営</p>
<p>期間:</p>	<p>8月30日</p>	<p>対象: 教職員</p>
<p>内容</p>	<p>新考課について</p>	

② 指導力の修得・向上のための研修等

<p>研修名: 「夏季教職員研修」</p>	<p>8月30日</p>	<p>連携企業等: 株式会社タナベ経営</p>
<p>期間:</p>	<p>8月30日</p>	<p>対象: 教職員</p>
<p>内容</p>	<p>職業教育におけるキャリア教育の必要性</p>	
<p>研修名: 「冬季教職員研修会」</p>	<p>1月13日</p>	<p>連携企業等: 株式会社タナベ経営</p>
<p>期間:</p>	<p>1月13日</p>	<p>対象: 教職員</p>
<p>内容</p>	<p>共有を実現する学生とのコミュニケーション</p>	

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

<p>研修名: 「S1・S2研修」</p>	<p>8月30日</p>	<p>連携企業等: 株式会社タナベ経営</p>
<p>期間:</p>	<p>8月30日</p>	<p>対象: 教職員</p>
<p>内容</p>	<p>S1・S2職に求められる役割</p>	
<p>研修名: 「M4研修」</p>	<p>9月12日</p>	<p>連携企業等: 株式会社タナベ経営</p>
<p>期間:</p>	<p>9月12日</p>	<p>対象: 教職員</p>
<p>内容</p>	<p>客観的自己認識と自己啓発チャレンジ</p>	

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 「夏季教職員研修」	8月30日	連携企業等: 株式会社タナベ経営 対象: 教職員
期間:		
内容 ICT研修		
研修名: 「冬季教職員研修会」	1月16日	連携企業等: 株式会社タナベ経営 対象: 教職員
期間:		
内容 未定		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、学校関係者として卒業生らとともに、各専攻分野企業等から委員が参画した学校関係者評価委員会を設置した。特に、企業等との密接な連携による取組みを重要と考え、学校評価を通じた組織的・継続的な教育活動等の改善を基本方針と考えている。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	1. 理念・目標・育成人材像は定められているか。 2. 社会のニーズ等を踏まえた学園の将来構想を抱いているか。 3. 理念・目的・育成人材像・特色などが学生・保護者等に周知されているか。
(2) 学校運営	4. 目標等に沿った運営方針が策定されているか。 5. 運営組織は明確にされ、有効に機能しているか。 6. 情報システム等による業務の効率化が図られているか。 7. 学園内総合力を高めるための連携と協働体制の確立が図られているか。 8. 教育活動に関する情報公開が適切になされているか。
(3) 教育活動	9. 教育理念・育成人材像や業界のニーズを踏まえた教育機関としての修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか。 10. 学園行事の適切な企画、円滑な運営がなされているか。 11. 授業規律を確保し、指導体制の立て直しが図られているか。 12. 関連分野の企業、関連施設等、業界団体等の連携により、教育課程の作成、見直しが行われているか。 13. 成績評価、単位認定の基準は明確になっているか。 14. 授業評価の実施、評価体制があるか。 15. 職員の能力開発のための研修が行われているか。 16. クラス担任と教科担任の連携を密にし、学生の実態にあった指導法の確立に努めているか。
(4) 学修成果	17. 就職率の向上は図られているか。 18. 退学率の低減は図られているか。 19. 卒業生・在校生の社会的な活動及び評価を把握しているか。
(5) 学生支援	20. 学生相談に関する体制は整備されているか。 21. 学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。 22. 保護者と適切に連携しているか。 23. 卒業生への支援体制はあるか。 24. ロングホームルームなどを効果的に活用し、職業観の育成に努めているか。 25. 社会のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか。 26. 学生が自己理解、自己啓発、自己実現をするための方策が整備されているか。

(6)教育環境	27. 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 28. 図書室利用の活性化が図られているか。 29. 防災に対する体制は整備されているか。
(7)学生の受入れ募集	30. 学生の募集は適正に行われているか。 31. 学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。
(8)財務	32. 中長期的に学校の財政基盤は安定していると言えるか。 33. 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。
(9)法令等の遵守	34. 法令、専門学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 35. 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。
(10)社会貢献・地域貢献	36. 学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。 37. 学生のボランティア活動を奨励・支援しているか。
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者の評価結果や改善方策等のうち、特に企業等から参画した委員の意見については、学科のカリキュラムや授業等の作成・見直し、実習、教職員の研修等の教育活動やその他「教育理念・目的・育成人材像、学生支援」等学校運営の改善に活かせるよう考え取り組んでいる。函館および道南地域における本校の役割を広報する必要性についての意見を受け、地域貢献イベント等の取り組みを行っている。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所属	任期	種別
清川 真千子	函館市介護保険課 認定調査員 (函館臨床福祉専門学校介護福祉士科卒業)	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	卒業生
河原 武則	元北海道函館水産高等学校校長	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日(2年)	元校長

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://nishino-g.ac.jp/>

公表時期: 令和5年5月

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校の学生が、どのようなカリキュラムを通じて知識・技能・技術を習得しているのか、また、質の高い教育プログラムを提供するために、学校としてどのような工夫・改善に取り組んでいるのか等の具体的な教育情報を分かりやすく公表し、本校の特色ある教育活動を積極的に発信している。さらに、本校の基本的な教育組織に関する情報のほか、教育情報の積極的な公表を通じて、本校の教育の質の確保・向上を図ることが重要と考えている。以上のことを情報提供の基本方針として取り組んでいる。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	<ul style="list-style-type: none"> ●学校の教育・人材養成の目標及び教育指導計画、経営方針 ●校長名、所在地、連絡先等 ●学校の沿革、歴史
(2)各学科等の教育	<ul style="list-style-type: none"> ●収容定員、在学学生数 ●カリキュラム ●進級・卒業の要件等(成績評価基準、卒業・修了の認定基準等) ●学習の成果として取得を目指す資格、合格を目指す検定等 ●就職率、卒業後の進路(主な就職先)
(3)教職員	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員数

(4) キャリア教育・実践的職業教育	<ul style="list-style-type: none"> ● キャリア教育への取り組み状況 ● 実習等の取り組み状況 ● 就職支援等への取り組み状況
(5) 様々な教育活動・教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校行事への取り組み状況 ● 課外活動(ボランティア活動)
(6) 学生の生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生支援への取り組み状況
(7) 学生納付金・修学支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生納付金の取り扱い(金額、納入時期等) ● 活用できる経済的支援措置の内容等(奨学金、授業料減免等の案内等)
(8) 学校の財務	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸借対照表、収支計算書
(9) 学校評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己評価、学校関係者評価の結果 ● 評価結果を踏まえた改善方策
(10) 国際連携の状況	
(11) その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校運営の状況に関するその他の情報

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://nishino-g.ac.jp/>

公表時期: 令和5年5月

授業科目等の概要

(専門課程 介護福祉士科)															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択													
1	○		人間の尊厳と自立	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立について理解し、介護福祉の倫理的課題への対応能力を養う学習とする。	1通	30		○			○			○	
2	○		人間関係とコミュニケーションⅠ	対人援助に必要な人間の関係性を理解し、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得する学習とする。	1通	30		○			○		○		
3	○		人間関係とコミュニケーションⅡ	介護の質を高めるために必要な、チームマネジメントの基礎的な知識を理解し、チームで働くための能力を養う学習とする。	2通	30		○			○		○		
4	○		社会の理解Ⅰ	個や集団、社会の単位で人間を理解する視点を養い、関係形成に必要なコミュニケーションの基礎的な知識を習得する学習とする。	1通	30		○			○		○		
5	○		社会の理解Ⅱ	対象者の生活の場としての地域という観点から、地域共生社会や地域包括ケアの基礎的な知識を習得する学習とする。	2通	30		○			○			○	
6	○		社会の理解Ⅲ	高齢者福祉、障害者福祉及び権利擁護の制度・施策について、介護実践に必要な観点から基礎的な知識を習得する学習とする。	2通	30		○			○			○	
7	○		福祉住環境	社会保障関連制度についての学習であり、特に介護に必要な介護機器に関する知識や住宅改修についての知識を得る学習とする。	1通	30		○			○			○	
8	○		リハビリテーション論	人間の「身体」の基本的仕組みや介護に関する家族への支援、福祉制度の利用、衣食住、生活等に関する基本的な知識と技術について理解する学習とする。	1通	30		○			○			○	
9	○		介護の基本Ⅰ	介護福祉の基本となる理念を養う学習とする。	1通	60		○			○		○		
10	○		介護の基本Ⅱ	地域を基盤とした生活の継続性を支援するための仕組みを理解する学習とする。	2通	60		○			○		○		
11	○		介護の基本Ⅲ	介護福祉の専門書としての能力と態度を養う学習とする。	2通	60		○			○		○		
12	○		コミュニケーション技術Ⅰ	対象者との支援関係の構築やチームケアを実践するためのコミュニケーションの意義や技法を習得する学習とする。	1通	30		○			○		○		

13	○		コミュニケーション技術Ⅱ	介護実践に必要なコミュニケーション能力を養う学習とする。	2通	30		○			○		○					
14	○		生活支援技術Ⅰ-1	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた栄養や食生活に関わる介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	1通	30		○			○						○	
15	○		生活支援技術Ⅰ-2	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた衣生活に関わる介護実践を行うための知識・技術を習得する学習とする。	1通	30		○			○						○	
16	○		生活支援技術Ⅱ-1	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた自立を支援するための生活支援技術の基本を習得する学習とする。	1通	90				○			○				○	
17	○		生活支援技術Ⅱ-2	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、実践の根拠について、説明できる能力を習得する学習とする。	2通	30				○			○				○	
18	○		生活支援技術Ⅲ-1	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた自立を支援するための視覚障害、聴覚障害、身体障害に関わる生活支援技術の基本を習得する学習とする。	1通	60				○			○				○	△
19	○		生活支援技術Ⅲ-2	尊厳の保持や自立支援、生活の豊かさの観点から、本人主体の生活が継続できるよう、根拠に基づいた自立を支援するための認知障害、内部障害、精神障害に関わる生活支援技術の基本を習得する学習とする。	1通	60				○			○				○	
20	○		介護過程Ⅰ	介護実践における介護過程の意義の理解をふまえ、介護過程を展開するための一連のプロセスと着眼点を理解する学習とする。	1通	60				○			○					○
21	○		介護過程Ⅱ	個別の事例を通じて、対象者の状態や状況に応じた介護過程の展開について理解する学習とする。	2通	90				○			○				○	○
22	○		介護総合演習Ⅰ	実習の効果を上げるため、事前に実習施設についての理解を深めるとともに、各領域で学んだ知識と技術を統合し、介護実践につながる能力を習得する学習とする。	1通	60				○			○				○	
23	○		介護総合演習Ⅱ	質の高い介護実践やエビデンスの構築につながる実践研究の意義とその方法を理解する学習とする。	2通	60				○			○				○	
24	○		介護実習Ⅰ	地域における様々な場において、対象者の生活を理解し、本人や家族とのコミュニケーションや生活支援を行う基礎的能力を習得する学習とする。	1通	##							○				○	○
25	○		介護実習Ⅱ	本人の望む生活の実現に向けて、多職種との協働の中で、介護過程を実践する能力を養う学習とする。	2通	##							○				○	○

26	○		こころとからだのしくみⅠ	介護を必要とする人の生活支援を行うため、介護実践の根拠となる人間の心理、人体の構造や機能を理解する学習とする。	1通	30		○			○		○		
27	○		こころとからだのしくみⅡ	生活支援を行う際に必要となる基礎的な知識として、生活支援の場面に応じた、こころとからだのしくみや機能低下・障害が生活に及ぼす影響について理解する学習とする。	1通	60		○			○		○		
28	○		こころとからだのしくみⅢ	人生の最終段階にある人と家族を支援するため、終末期の心身の変化が生活に及ぼす影響と、生活支援を行うために必要となる基礎的な知識を理解する学習とする。	2通	30		○			○		○		
29	○		発達と老化の理解Ⅰ	人間の成長と発達の過程における、身体的・社会的変化及び老化が生活に及ぼす影響を理解する学習とする。	1通	30		○			○			○	
30	○		発達と老化の理解Ⅱ	ライフサイクルの特徴に応じた生活を支援するために必要な基礎的な知識を習得する学習とする。	2通	30		○			○		○	○	
31	○		認知症の理解Ⅰ	認知症の人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を修得する学習とする。	1通	30		○			○			○	
32	○		認知症の理解Ⅱ	認知症の人を中心に捉え、本人や家族、地域の力を活かした認知症ケアについて理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	2通	30		○			○			○	
33	○		障害の理解Ⅰ	障害のある人の心理や身体機能、社会的側面に関する基礎的な知識を習得する学習とする。	1通	30		○			○			○	
34	○		障害の理解Ⅱ	障害のある人の地域での生活を理解し、本人のみならず家族や地域を含めた周囲の環境への支援について理解するための基礎的な知識を習得する学習とする。	2通	30		○			○			○	
35	○		医療的ケア	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を習得する学習とする。	2通	90			○		○			○	
36	○		介護福祉総論	介護福祉士国家試験（筆記試験）の合格水準を確保するために基礎的問題の問題演習を通じて介護福祉士に関する理解を深める。	2通	30		○			○			○	
合計						36	科目	1926 単位（単位時間）							

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件：	所定の修業年限以上在学し、課程を修了した者には、卒業証書を授与する。	1学年の学期区分	2期
履修方法：	履修の認定は、当該科目の授業時数の80%以上の出席をもってする。履修した科目の評定が『可』以上のとき、その科目を修得したものとす。	1学期の授業期間	23週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。